

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称/ 自治基本条例の条	評価制度（第26・29条）	担当部課名	総務局財務室 財務担当
制度の目的 (誰に/何を/どうする)	行政運営のあり方を評価し、フィードバックすることで適時改善を図る。		
関係条例等	みんなの財政白書あかし2024（R6年度策定）		
制度の取組状況（主にH30年度以降の取組を記載）			
<p>○事務事業総点検の実施：全事務事業にわたる自律的・継続的な改善を目的とした市事業担当部署による自己評価</p> <p>○新年度予算に向けた方針協議：新年度予算に向け主要事業、新事業について、これまでの評価や課題を踏まえ早期に今後の方向性を判断するため市長までの協議を行う。企画・調整課が取りまとめ、総務課、財務担当など法務、財務の専門部署のチェックも入る。</p> <p>○各種行政計画に係る審議会等：市の各種個別計画の策定や検証にあたり設置される審議会等</p> <p>○内部監査の実施：予算執行や契約等の財務会計事務の定期監査及び準公金取扱事務などに関する監査委員による行政監査</p> <p>○包括外部監査の実施：外部監査員により実施される市行政事務全般に係る監査（中核市移行に伴いH30から実施義務あり）</p> <p>【監査テーマ】【H30】「指定管理者に関する事務執行について」、【R1】「委託契約に関する事務の執行について」</p> <p>【R2】「水道事業に関する事務の執行」、【R3】公有財産等の財産管理に係る事務執行、【R4】下水道事業に関する財務事務の執行</p> <p>【R5】保健所等に関する財務事務の執行について、【R6】都市局都市整備室及び道路安全室が所管する事務事業について</p> <p>○このほか、市議会による本会議や委員会における質問等の行政チェック機能についても、広義の評価制度にも位置付けられると考える。</p>			
取組の成果/効果		取組の課題/制度に対する考え方	
<p>○事務事業の総点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、総点検を実施し結果を示した事務事業点検シートを作成 ・点検結果は、市議会へ報告し、市HPにて公表 <p>○新年度予算に向けた方針協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、春から夏にかけて実施し、その結果を新年度予算編成に反映 <p>○各種行政計画に係る審議会等 各所管部局が適宜開催</p> <p>○内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね3年で全部署を実施できるよう財務会計監査及び行政監査を実施 <p>○包括外部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年、監査テーマを定めて、外部監査員による監査を実施 ・結果は、市議会に報告し、市HPにて公表する 		<p>市民参画による評価については、事務事業は各種行政計画に基づき実施されるものが多く、計画の策定や検証に係る審議会等において行われている。</p> <p>多様な行政の活動に関して、評価しフィードバックする機能については左記のとおり多くの取組が行われているが、その位置付けや役割分担については一部重複している部分もあり、必ずしも効率的・効果的とはいええない面はある。</p> <p>また評価制度については、令和5年4月13日付で、総務省行政評価局が「政策評価制度の見直しについて」の方針を示しており、これを受けて本市評価制度も固定的で画一的なものではなく、時代に適した柔軟で施策の質の向上に資する評価制度であるよう努めていく必要がある。</p>	

検証（1）制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
<p>各自治体において行政評価制度は一定定着している一方、施策や予算への反映など評価の実効性が課題とされることが少なくない。</p> <p>そのような中、令和5年4月13日付で、総務省行政評価局が「政策評価制度の見直しについて」の方針を示している。その中では、評価が意思決定過程から遊離した「作業」になっていないかという問題意識のもと、画一的・統一的な制度運用を改め、意思決定に使える評価に替えるという基本的な考え方が示されている。</p>	<p>事務事業の総点検が定着し、市議会の決算、予算の審議において、点検シートや予算シートを参照して質問されることが通例となった。また、方針協議については、毎年、市政運営の状況や課題を反映して少しずつ実施方法を変え、真にトップの意思決定に有用なものとなるよう努めている。</p> <p>こうしたことから本市の評価制度は左記社会情勢に適合した運用がなされていると考える。</p>	○	○	

検証（2）本市にふさわしい制度か

<p>事務事業点検シートは市議会の決算審査において、主要施策の成果報告書以上に活用される審査に欠かせない資料となっている。また、方針協議は少しずつ形を変えながら10年以上継続しており、新年度の予算編成において、部署や事業ごとに方向性の食い違いを防ぎ、市全体として統一感を高めるために欠かせないプロセスとなっている。こうした現行の制度は、市のトップや特定の個人・組織が強く主導して形作られたものではなく、関係者の意見を踏まえて随時見直しを行いながら構築されたものである。またこうした評価制度を経て実施された本市の施策が、近年実際に成果を上げているところである。</p> <p>こうしたことから現行の評価制度は本市にふさわしい制度と考える。</p>	自己検証	横断的検証	市民検証
	○	○	

検証（3）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「一」を選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	事務事業は各種行政計画に基づき実施されるものが多く、計画の策定や検証に係る審議会等において行われている。例えば、公共施設配置適正化計画では、『明石市の財政及び公共施設のあり方に関する検討会』などにおいて第1期計画の検証と第2期計画の策定を行う予定である。	○	○	
2 公正で透明であること	各評価は、市議会への報告を原則とし、市HPでも公表していることから公正性、透明性は確保されている。	○	○	
3 効果的で効率的であること	各取組は法の要請や市政運営上の必要性から実施しているが、その位置付けや役割分担については一部重複している部分もあり、必ずしも効率的・効果的とはいえない面はある。	○	○	
4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと	事務事業の総点検や方針協議は市議会や新年度予算編成のプロセスに組み込まれており、これらと一体となって市政のPDCAサイクルの根幹を成している。 平成30年度より実施している包括外部監査については、毎年度に監査テーマを定めることで、監査対象となる事務事業について重点的、計画的に監査することができる。	○	○	

▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

<p>【検証1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価制度の条例化については、メリット・デメリット双方が考えられる。担当課で、その時々の方え方や政治状況を考慮した上で、評価の仕組みや運用の仕方等を検討してほしい。 <p>【検証2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財政白書を作成していく中で、しっかりと市民の意見を聞く機会を設けてほしい。

前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

評価制度		
平成29年度 検証報告書の内容	平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況	
1	<p>内部評価である事務事業単位の評価は、市民の立場からは分かりにくいので、そのままの形で市民参画を進めるには課題がある。また、数値に表せないものをどうするかという問題もある。</p>	<p>事務事業単位での評価では、成果指標の数値化等により定量的な評価に努める一方、指標に表せない成果の説明等、定性的な評価と併せて市民に分かりやすいものとなるよう工夫している。</p>
2	<p>自治基本条例には、PDCAのサイクルで市政を運営していくために、施策・事業等について評価制度を構築し、必要な事項は別に条例で定めることが規定されている。一方、一つの形に当てはめることで柔軟性が無くなり、形骸化や行政の評価疲れにつながる恐れもあるなど、評価に関する条例に実効性を持たせることが難しいという側面もある。そのため、評価制度のあり方について改めて議論した上でPDCAサイクルを機能させることが必要である。</p>	<p>本年4月13日付で、総務省行政評価局が「政策評価制度の見直しについて」の方針を示している。その中では、評価が意思決定過程から遊離した「作業」になっていないかという問題意識のもと、画一的・統一的な制度運用を改め、意思決定に使える評価に変えるという基本的な考え方が示されている。</p> <p>本市においては事務事業の総点検や方針協議が、施策の方向性や予算の決定に有用なものとなるよう努めてきたが、こうした評価制度を経て実施された本市の施策が、近年実際に成果を上げており、総務省の見直し方針に沿った成果を伴うPDCAサイクルが一定機能していると考えている。</p> <p>一方で自治基本条例第29条第3項において、「評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。」とされているが、評価制度を条例で定めると、恒久的で統一的な制度運用が図れるメリットがある一方で、評価制度が固定化し、形骸化する恐れがあるなど、一長一短があることから、現状は市に根付いた評価制度を時勢に応じ適正に運用し、他市の状況も参考にしながら引き続きの検討課題とします。</p>
3	<p>明石市が目指している方向や政策の方向性と事業や施設のあり方がどのように結びついて役割を果たしているのかは重要なポイントであるので、評価制度においてはこの点を大事にしなければいけない。</p>	